住所　山口県下関市清末中町１丁目８番13―302号
金雅雄　昭和44年12月２日生
高史江　昭和46年10月５日生
金瑞稀　平成16年９月28日生
金優稀　平成19年12月29日生
住所　奈良県香芝市鎌田205番地１
洪智愛　昭和52年１月22日生
住所　奈良県葛城市北花内623番地９
金優花　昭和49年10月７日生
住所　奈良県橿原市小槻町634番地43
白奈美　昭和53年11月27日生
住所　東京都新宿区大久保１丁目４番７号
姜在根　昭和54年12月11日生
住所　埼玉県朝霞市三原１丁目31番10号
金進一　昭和53年５月11日生
住所　横浜市神奈川区沢渡55番地47
宋明子　昭和61年８月12日生
住所　横浜市神奈川区沢渡55番地47
宋憲和　昭和63年５月26日生
住所　横浜市旭区四季美台37番地８
李孝基　昭和31年９月15日生
住所　福岡市東区和白５丁目22番21号
金友則　昭和48年５月28日生
住所　三重県鈴鹿市白子４丁目20番17号
李千撥　昭和58年８月20日生
住所　兵庫県西宮市天道町３番15号
吳美惠　昭和26年12月17日生
姜直美　昭和51年５月９日生
姜晴幸　昭和59年10月６日生
住所　兵庫県尼崎市富松町１丁目40番15号
朴文植　昭和22年２月３日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区今在家３丁目50番地
崔泰弘　昭和39年２月14日生
住所　兵庫県姫路市広畑区早瀬町３丁目63番地
崔康司　昭和44年12月３日生
住所　兵庫県加古川市尾上町養田157番地２
金秀祚　昭和42年８月21日生

○外務省告示第五百五号

平成二十一年七月二十八日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十五年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになった国道１号線橋梁（りょう）復旧第三計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十四年九月十五日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十月二十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百六号

次に掲げる各国の政府は、「千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九日ノ文学的及美術的著作物保護ニ関スル「ベルヌ」条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日にスイス連邦政府に寄託した。

レバノン共和国　昭和二十一年二月十九日

ニュージーランド　昭和二十二年十月二十一日

パキスタン・イスラム共和国　昭和二十三年六月二日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

レバノン共和国　昭和二十二年九月三十日

ニュージーランド　昭和二十二年十二月四日

パキスタン・イスラム共和国　昭和二十三年七月五日

（平成二十一年九月九日付けスイス連邦外務省口上書）

平成二十一年十月二十二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百七号

次に掲げる各国の政府は、「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に世界知的所有権機関事務局長に通告した。

ボスニア・ヘルツェゴビナ　平成五年六月二日

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国　平成五年七月二十三日

セルビア共和国　平成十八年九月十九日

モンテネグロ　平成十八年十二月四日

（平成五年十二月二十三日付け、同年七月二十六日付け、平成十八年九月十九日付け及び同年十二月四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十一年十月二十二日

外務大臣　岡田　克也

○財務省・農林水産省告示第二十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十二日

財務大臣　藤井　裕久

農林水産大臣　赤松　広隆

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年一分五厘五毛
八年を超え九年以下	年一分六厘
九年を超え十年以下	年一分七厘
十年を超え十二年以下	年一分八厘
十二年を超え十三年以下	年一分九厘
十三年を超え十四年以下	年二分
十四年を超え十六年以下	年二分一厘
十六年を超え十七年以下	年二分二厘
十七年を超え二十五年以下	年二分二厘五毛

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年九厘
八年を超え九年以下	年九厘五毛
九年を超え十年以下	年一分五毛
十年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分三厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分五厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分六厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百九十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

「年二厘」を「年一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県敦賀市横浜一〇二号志和寿六の一、七から一二まで、一三の一、一三の二、一四、二九、三〇の四から三〇の六まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一〇二号志和寿六の一、八、九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。